

# 施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 知事は、燃油価格等の高騰に直面する施設園芸農業者及び水産養殖事業者（以下「補助事業者」という。）の経営強化を支援するため、補助事業者が実施する生産コスト削減、生産性向上に資する機器の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者は、山梨県内に居住又は事業所が所在し、対象機器の導入を行う次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 化石燃料を使用して施設園芸（果樹、野菜、花き）を営む農業者（以下「施設園芸農業者」という。）とし、農事組合法人及び農地所有適格法人を含むものとする。
- (2) 水産養殖業を営む水産養殖事業者及び水産業協同組合法に基づいて設立された漁業協同組合（以下「水産養殖事業者」という。）
- (3) その他知事が適当と認めるもの

## (補助対象事業、補助対象機器及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、交付対象となる機器・設備（以下「補助対象機器」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、施設園芸農業者は別表（1）を、水産養殖事業者は別表（2）をそれぞれ適用するものとする。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象機器及びその付帯設備の購入に要する経費
  - (2) 補助対象機器の設置に不可欠な工事に要する経費
- 2 次の経費は補助対象経費に含まれないものとする。
- (1) 国、都道府県、市町村等から補助を受けた補助対象機器に係る経費（設置等に要する経費を含む）
  - (2) 中古品及びリース・レンタル品
  - (3) 付帯設備のうち消耗品に当たるもの

## (補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添付し知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入

控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 当該補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

#### (補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を行う補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない軽微の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (着手)

第8条 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。
- 3 補助事業者は、前項により事前着手した後に第6条の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

#### (実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和8年1月30日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により事前着手が認められた補助事業者のうち、交付決定前に補助対象事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1箇月以内に実績報告書を提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を

減額して報告しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、第9条の規定による実績報告の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合は、補助金交付決定額から減額して補助金の額を確定するものとする。
  - 3 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金額の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付)

- 第12条 知事は、補助金を補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し)

- 第13条 知事は、第7条の規定による補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
  - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 第15条の規定に違反して承認を受けずに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
  - (4) 第7条の規定による知事の承認なく、事業内容等を変更した場合

- (5) 前各号のほか、補助対象事業に関し、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (取得財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）について、財産管理台帳（様式第10号）を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るものとする。

#### (財産処分制限)

- 第15条 補助事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を提出し、承認を得なければならない。
  - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (書類の保管)

- 第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、取得財産について処分制限期間中は前項の書類を整備保管しておかなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合はその年度までとする。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

別表(第3条関係)

(1) 施設園芸農業者

補助対象事業	補助対象機器	補助率	補助限度額	軽微な変更
省エネ機器導入	①ヒートポンプ ②環境制御装置 ③循環扇 ④木質バイオマス暖房機	3分の2以内	1事業者当たり 上限300万円 下限 10万円	補助事業の目的の達成に支障をきたさないものであって、交付決定を受けて補助金の増額を伴わないもの
省力化機器導入	⑤自動換気装置 ⑥常温煙霧機			
生産性向上機器導入	⑦炭酸ガス発生装置 ⑧細霧(ミスト)装置 ⑨自動かん水装置			

※新規導入のみ対象

※ヒートポンプは既設の化石燃料を熱源とする暖房機と併用して使用するために導入するものを対象

(2) 水産養殖事業者

補助対象事業	補助対象設備	補助率	補助限度額	軽微な変更
省エネ機器導入	①LED照明 ②冷凍・冷蔵設備 ③換気扇 ④高効率水中ポンプ	3分の2以内	1事業者当たり 上限300万円 下限 10万円	補助事業の目的の達成に支障をきたさないものであって、交付決定を受けて補助金の増額を伴わないもの
省力化機器導入	⑤自家発電機 ⑥空気供給機器 ⑦ゴミ取り機 ⑧自動給餌器 ⑨お掃除ロボット ⑩フィッシュポンプ ⑪水質観測機 ⑫自動選別器 ⑬紫外線殺菌灯			
生産性向上機器導入	⑭FRP水槽			

※新規導入のみ対象

## 様式第 1 号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
郵便番号  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

### 施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

#### 1 補助金対象経費及び補助金申請額等

- (1) 補助対象経費 金 円 (税抜)  
(2) 補助金申請額 金 円  
(3) 事業実施期間

交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から 年 月 日まで

#### 2 事業内容

(別添) 事業実施計画書のとおり

#### 3 添付資料

- ・事業実施計画書 (添付様式第 1 - 1 号又は第 1 - 2 号) 及び誓約書 (添付様式第 2 号)
- ・その他知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

(添付様式第1-1号) 施設園芸農業者用

事業実施計画書 (兼 実績内訳書)

1 事業実施者の概要

氏名	
住所	〒
電話番号 ※日中連絡が取れる 携帯番号等	

2 本事業における取組内容及び期待される効果

--

3 機器を導入する施設の状況

施設番号	施設の所在地	面積(a)	主な栽培品目
1			
2			
3			

4 今回導入する機器 (新規導入に限る)

No.	施設番号 <sup>※1</sup>	機器種別 (該当に○)	機器番号 <sup>※2</sup>	品名・型式等 <sup>※3</sup>	数量	事業費 (税抜・円)
1		省エネ・省力化 ・生産性向上				
2		省エネ・省力化 ・生産性向上				
3		省エネ・省力化 ・生産性向上				
合計						

※1 当該機器を導入する施設を「2 機器を導入する施設の状況」に記載した番号から記入

※2 ①ヒートポンプ、②環境制御装置、③循環扇、④木質バイオマス暖房機、⑤自動換気装置、⑥常温煙霧機、⑦炭酸ガス発生装置、⑧細霧(ミスト)装置、⑨自動かん水装置 から番号を選択し記入

※3 カタログ等に記載のある商品名やメーカー、型番等が確認できるように記入

補助金の額

※ 事業費(税抜)合計額×2/3(千円未満切り捨て)

(添付様式第1-2号) 水産養殖事業者用

事業実施計画書 (兼 実績内訳書)

1 事業実施者の概要

氏名	
住所	〒
電話番号 ※日中連絡が取れる 携帯番号等	

2 本事業における取組内容及び期待される効果

--

3 機器を導入する施設の状況

施設番号	施設の所在地	主な養殖魚種
1		
2		
3		

4 今回導入する機器 (新規導入に限る)

No.	施設番号※1	機器種別 (該当に○)	機器番号※2	品名・型式等※3	数量	事業費 (税抜・円)
1		省エネ・省力化 ・生産性向上				
2		省エネ・省力化 ・生産性向上				
3		省エネ・省力化 ・生産性向上				
合計						

※1 当該機器を導入する施設を「2 機器を導入する施設の状況」に記載した番号から記入

※2 ①LED照明、②冷凍・冷蔵設備、③換気扇、④高効率水中ポンプ、⑤自家発電機、⑥空気供給機器、⑦ゴミ取り機、⑧自動給餌器、⑨お掃除ロボット、⑩フィッシュポンプ、⑪水質観測機、⑫自動選別機、⑬紫外線殺菌灯、⑭FRP水槽から番号を選択し記入

※3 カタログ等に記載のある商品名やメーカー、型番等が確認できるように記入

補助金の額

※ 事業費 (税抜) 合計額 × 2/3 (千円未満切り捨て)

(添付様式第2号)

誓 約 書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 4 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。
- 5 同一の対象機器、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。
- 6 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。
- 7 補助事業が、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って適正に実施されていることを確認するため、県が必要に応じて実施する現地調査や求められた追加書類の提出について協力します。

年 月 日

山梨県知事 殿

[ 法人にあつては事務所所在地 ]

住 所

[ 法人にあつては法人名、代表者名 ]

(ふりがな)

氏 名

印

性 別 ( 男 ・ 女 )

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

様式第2号

番  
年 月 日

申請者 殿

山梨県知事

施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、この限りでない。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助対象事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない軽微の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
  - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 同一の補助対象機器及びその導入に係る経費等について、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けてはならない。
  - (5) 同補助金交付要綱第5条第2項ただし書による交付申請がされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
  - (6) 補助対象事業の実施に当たり、施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱その他法令及び条例等の規定を遵守しなければならない。
  - (7) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、財産管理台帳を整備しその保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (8) 取得財産については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する

る省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

ウ 4（1）による知事の承認なく、事業内容等を変更した場合

エ 4（8）に違反して知事の承認を受けずに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

オ アからエの他、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

(2) 補助金の交付決定の取消又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。また、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

6 4（8）に係る知事の承認を受ける場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分について期限を定めて返還を命ずる。また、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

7 補助金の返還を命ぜられ、その納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

8 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

9 補助対象事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和8年1月30日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助対象事業への事前着手が認められ、交付決定前に補助対象事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1箇月以内に提出するものとする。

10 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合はその年度までとする。

### 様式第3号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

#### 施設園芸等経営強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第7条(1)の規定により申請します。

#### 1 変更の理由

#### 2 変更の内容

※補助金の交付決定を受けた事業内容及び変更後の事業内容の違いがわかるように記載

#### 3 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金交付申請額の変更

	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)
変更前		
変更後		

※金額に変更がある場合のみ記載

#### 4 添付資料

- ・変更後の事業実施計画書 (添付様式第1-1号または第1-2号)
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの
- ・その他知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

## 様式第4号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

### 施設園芸等経営強化支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第7条（2）の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）予定年月日  
年 月 日
- 2 中止（廃止）の理由（※できるだけ具体的に記載し、参考となる資料等があれば添付すること）
- 3 （中止の場合）事業を再開する時期

#### 備考

1. 中止とは、計画の見直し等により、補助対象事業を一時的に中断することを指す。
2. 廃止とは、補助対象事業自体を取りやめることを指す。
3. 押印は省略しても差し支えない。

## 様式第5号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

### 施設園芸等経営強化支援事業費補助金事前着手届

施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、交付決定前に着手したいので、同補助金交付要綱第8条第2項の規定により提出します。

なお、同補助金交付要綱第5条の規定により申請した補助金申請額どおりに交付決定がされず補助金が交付されないこととなっても、異議を申し立てないことを誓約します。

#### 1 事前着手する内容

#### 2 事前着手の理由

#### 3 着手及び完了予定年月日

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

#### 備 考

1. 着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入する。この予定日よりも前に着手（契約・発注等）することがないように留意すること。
2. 完了予定日は、機器の購入・設置が終了し、支払い等すべての事務が完了する予定日を記入する。機器の納品完了日や設置工事完了日ではないので注意する。
3. 完了予定日以降に支払っていることが判明した場合は、補助金を支払うことができないため、余裕を持って完了予定日を記入する。
4. 押印は省略しても差し支えない。

様式第6号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

1 対象経費及び交付請求額

(1) 補助対象経費 金 円  
(2) 補助金請求額 金 円  
(3) 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

2 実施した内容

(別添) 実績内訳書のとおり

3 補助金の振込先 (申請者名義の口座)

振込先金融機関名 \_\_\_\_\_

本店・支店名 ( \_\_\_\_\_ )

預金種別 当 座 ・ 普 通

(フリガナ) ( \_\_\_\_\_ )

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

4 添付資料

- ・実績内訳書 (添付様式第1-1号または第1-2号)
- ・その他知事が必要と認める資料

備 考

1. 1 (3) 事業実施期間の開始日は実際に着手 (契約・発注) した日を、終了日は実際に機器設置工事や支払い等すべての事務が完了した日を記入する。
2. 押印は省略しても差し支えない。

様式第7号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化支援事業費補助金消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた施設園芸等経営強化  
支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとお  
り報告します。

1 補助金額

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円 (A)

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額

円 (B)

4 補助金返還額 (A - B)

円

5 添付書類

- ・返還額に係る積算の内訳
- ・その他知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

様式第8号

番 年 月 号  
日

申請者 殿

山梨県知事

施設園芸等経営強化支援事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

様式第9号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった施設園芸等経営強化  
支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとお  
り概算払の請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	概算払 請求額 ④	備考
(円)	(円)	(円)	(円)	

2 概算払請求の理由

3 補助金の振込先 (申請者名義の口座)

振込先金融機関名 \_\_\_\_\_

本店・支店名 ( \_\_\_\_\_ )

預金種別 当 座 ・ 普 通

(フリガナ) ( \_\_\_\_\_ )

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

4 添付資料

- ・ 知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

## 様式第10号

事業実施者名	事業 実施年度		令和	年度	補助金名	施設園芸等経営強化支援事業費補助金						
事業内容			工期又は取得日		経費の配分		処分制限期間		処分の状況		概要	
機器名	設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
						県費	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第 1 1 号

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化支援事業費補助金財産処分承認申請書

施設園芸等経営強化支援事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したので施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 補助金の額の確定年月日及び通知番号  
年 月 日付け 第 号
- 2 処分する財産名等
- 3 取得価格
- 4 取得年月日
- 5 処分の内容（有償・無償の別も記載）及び処分予定日
- 6 処分しようとする理由
- 7 処分予定価格
- 8 添付書類
  - ・財産管理台帳
  - ・その他知事が必要と認める書類

※押印は省略しても差し支えない。